

2.2. 調査結果の要約

調査結果について、アジアの全体的な傾向と、現地ヒアリング対象国（ベトナム、インドネシア、インド）をとりあげ、要約する。

(1) 背景

アジア諸国では、化学物質管理制度の構築に迫られている。第一に、急速に経済成長を遂げる中で、環境問題が深刻化している。第二に、各国が国際経済に統合化されていく中で、WTO や OECD 等への加盟も契機となり、化学物質管理の国際整合性の確保や国際的な協調・協力（条約等）が求められるようになっていく。さらには、輸出先である欧州等の規制にも対応せざるを得ない。

このためアジア諸国では、海外の力も借りながら（後述）、制度の構築を急いでいる。

(2) 全体的状況

(a) 法体系

【所管官庁】

日本とアジア諸国の法体系の所管官庁をまとめたのが図表 2-5 である。

化学物質一般の法令（労働安全衛生含む）についてみると、日本では、経済産業省、厚生労働省、環境省である。アジアでも、経済担当、環境担当、保健担当、労働担当である。環境担当と労働担当の官庁の綱引きが見られる国もある（例：韓国、台湾）。

図表 2-5 日本とアジア諸国の法体系の所管官庁

	日本	韓国	中国	台湾	フィリピン	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	インド	カンボジア
一般化学物質に関する規制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新規/既存	○	○	○	(○)	○	-	○	-	-	(○)	-	-
所管	経済産業省/環境省/厚生労働省	環境部	国家環境保護部/国家安全監督検査総局/商務部	環境保護署	環境天然資源省	環境庁	科学技術環境省	環境省/保健省/工業省	工業省/農業共同組合省/水産省/保健省/エネルギー省/科学技術環境省/天然資源省/環境省/運輸省	商工省	環境森林省	-

【法令の内容】

化学物質一般の法令については、アジアの法令は、次の点で、日本の化審法よりも内容が広い。

- ・対象となる有害性について、慢性毒性だけでなく、物理化学的危険性や急性毒性を含む国が多い。
- ・規制内容としては、国にもよるが、新規化学物質審査のほか、GHS、MSDS、事故対応、産業計画、排出規制、PRTR等を含んでいる。

ただし法令間で、重複があることも指摘されている（例：インドネシア）。

なお、海外の支援を受けながら、実際に包括的な法令を制定した国もある（ベトナム）。そのほか、包括的な法令への関心が見られる国もある（例：インドネシア、インド）。

(b) 国際的整合性等

日本とアジア諸国の化学物質管理制度について、世界的な化学物質管理の発展（図表 2-2 参照）の中の位置付けは、以下のとおりである。

・日本：

2009 年の化審法改正によって、ハザード管理からリスク管理へと移行し、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理していく」方向に向かっている。

<新規化学物質の事前審査><既存化学物質リスト><ハザード管理><リスク管理>

- ・1970 年の化審法制定によって、新規化学物質の事前審査や既存化学物質リストを導入した⁷。また、本法令によって、それまでの毒劇法のような急性毒性だけでなく、慢性毒性への規制が強化されることとなった。
- ・本法令はもともと、規制対象物質の選定において、まずは有害性に、次にリスクに基づいて絞り込んでいくというハザード管理であった。しかし、2009 年の改正によって、既存化学物質を含む全ての物質について、事業者が毎年報告する製造・輸入量や有害性の既知見をもとに、リスクに基づいて規制対象物質を絞り込んでいくこととなった⁸。

<GHS>（図表 2-6 参照）

- ・GHS に基づく表示や MSDS を義務付けているのは、労安法である。
- ・参考としての GHS 分類リストがある。すなわち、労安法、毒劇法、化管法の定める MSDS の対象物質については、政府が GHS 分類を行っている。ただし、義務的な分類ではない。

・アジア：

多くの国でハザード管理である。ただし中には、リスクに着目している国があり、さらに、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理していく」ための一歩を検討している国もある。

地域別にみると、東アジアが取り組んでいるのは、新規化学物質審査や GHS である。一方、東南アジアは、GHS の導入である。

⁷ 既存化学物質の安全性点検事業、官民連携による Japan チャレンジプログラム

⁸ 2.1 (1) で述べた「化審法型管理」である。

<新規化学物質の事前審査><既存化学物質リスト><ハザード管理><リスク管理>

- ・典型的な公害問題がまだ解決されておらず、多種多様な化学物質への対策はこれからという国も多い（インド等）。
- ・基本的にハザード管理である。すなわち、多くの国で、規制対象物質の選定にあたり、有害性（物理化学的危険性、急性毒性、慢性毒性、生態毒性）に基づき、物質リストを作っている。ただし中には、リスクに着目している国もある（例：フィリピン、韓国等）。
- ・リスク管理といいながら、実際には物理化学的影響（いわゆるフィジカルリスク）のみで人影響が考慮されていなかったり、未然防止というより汚染が起こった後の影響拡大防止に注力していたりする国もある（タイ）。
- ・新規化学物質の事前審査や既存化学物質リストについては、東アジアでは導入を進めているが、東南アジア（マレーシアやフィリピン除く）や南アジアではこれからという段階である。
- ・以上のように、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理していく」段階には至っていない。ただし、いくつかの国では、それに向けて、製造・輸入量の定期的な報告を導入あるいは検討している国もある（例：韓国、ベトナム、インドネシア等）。

<GHS>（図表 2-6 参照）

- ・省庁間委員会を作って対応している国が多い。また、主導は、産業系の官庁がとっている国が多い。
- ・GHS に基づく表示や MSDS を義務付ける法令を制定しているところである。
- ・義務的な GHS 分類リストのある国もある（例：台湾等）。さらには、GHS を規制物質の選定基準に援用しようとしている国もある（例：インドネシア）。
- ・南アジアでは、GHS 導入の検討を始めたところである。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.2 調査結果の要約

図表 2-6 日本とアジア諸国の法体系の GHS の導入状況

	日本	韓国	中国	台湾	フィリピン	シンガポール	マレーシア	インドネシア	タイ	ベトナム	インド	カンボジア
担当省庁	経済産業省/環境省/厚生労働省	環境部/雇用労働部/行政安全部	環境保護部/衛生部/商務部/安全保障部/運輸部/国家質量監督検査総局/国家労働安全局等	CLA/EP A	貿易産業省/環境天然資源省/農業省/財務省/保健省/自治省/労働雇用省/交通通信省	通商産業省/人材省/環境庁/民間防衛局/シンガポール警察隊/海洋港湾管理局/規格生産性革新庁/健康科	労働安全衛生局/工業省/人材省/農務省/運輸省等	工業省/食品薬物監視庁/商業省/農業省/運輸省/労働省/内務省/外務省/環境省/関税局/統計局	工業省	商工省	環境森林省	(-)
GHS実施状況	導入済み	導入済み	導入済み	導入済み	GHS及びPOPSを重点的に対応中。GHSは09年より実施	有害物質の輸入・使用・販売等における登録認可制度を08年より施行。GHSについては11	GHS基準に該当する環境有害性物質の届出・登録制度を検討中現在試行中で2011年度から	化学品法を現在検討中。GHSは11年導入を目標	有害物質法で10年からの段階的なGHS導入を検討中	07年に制定された化学品法は段階的に施行。GHSについてはガイドランス案を策定中	10年からの段階的なGHS導入	化学品法を現在検討中。GHSは11年導入を目標

また、アジア諸国では、化学物質管理制度の構築が急務であることから、法令制定や人材育成で、海外の支援を受けてきた国もある（例：ベトナム、インドネシア）。また、効率的に制度を構築するため、海外の基準等を援用している例も多い。

<例>

- ・ 自国の既存化学物質リストとして、海外のリストを使う。
- ・ 海外の既存化学物質リストに記載された物質については、新規化学物質の事前審査を簡略化する。
- ・ 規制対象物質として、海外のリストの記載物質を候補とする。
- ・ 規制対象物質の選定基準として、GHS 基準を援用する。

アジア諸国の化学物質管理制度の今後の方向性としては、国内で使われている物質を把握しようとしていることから（既存化学物質リスト作成、製造・輸入量の定期的な報告等）、最終的には、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理していく」方向へと、遅かれ早かれ向かっていくものと思われる。

このため、我が国の化審法型管理を活かせる素地はあると考えられる。しかし実際には、多くの国で REACH への着目度は高い。

とはいえ、多くの国で「〇〇国版 REACH」と呼ばれる制度が導入されつつあるが、実際には、日本の改正化審法的な要素も入っている（例：マレーシア、韓国等）。

また、各国では、「リスク管理」といいながら、実際にはフィジカルリスクのみで人影響が考慮されていなかったり、未然防止よりも汚染発生後の影響拡大防止に注力していたりする国もある（例：タイ等）。各国は、欧米等の制度に学んでそれを導入しようとしていることが多いが（例：タイ、マレーシア等）、そもそも、リスクとは何かという基本的な概念について、日本が伝達していくのも有益であろう。

以上より、今後の日本からの働きかけが必要である。そのために、まずは相手国政府とのディスカッションの場を創っていくことが重要であり、その第一歩が今回のようなファクト調査であることもあろう。その際に留意すべきは、以下の点である。

依頼の内容：

- ・ 当方から相手国には、ファクト調査への協力、すなわち現地ヒアリング調査の依頼をしていくこととなる。しかし、相手国が当方に求めているのは、基本的に支援である。ファクト調査自体は、相手国の負担にもなりうる。
- ・ このため、依頼の内容として、調査の「内容」だけでなく、調査の「目的」としての当該国への支援を打ち出した方がよい。
- ・ 上記のような目的先行の依頼内容の構成は、欧米的な感覚に近い。すなわち、日本的な感覚では、方法（調査）が目的（当該国への支援）よりも先行するボトム

アップ的なものになりがちである。そうではなく、欧米的に、最初に目的を述べ、その実現方法としての調査というトップダウン的な構成にした方がよい。

依頼の方法：

- ・依頼の方法にも、欧米的な感覚が求められる。すなわち、日本的に「背景」「遠まわしの打診」から始めるのでは、内容が不明確なために警戒されやすい。むしろ、「目的」「質問事項」を明確に、具体的にすることが求められる。

依頼のアクション：

- ・相手国の意思決定が日本よりもトップダウン的なことも、念頭に置かなければならない。日本の意思決定あるいはアクションのスタイルは、まずは現場から提案し、行動し、関係者への連絡や合意をとっていき、順次上位に上げて決裁を仰ぐというボトムアップ的なものである。これが日本の現場を強くしてきたことは間違いないであろうが、他のアジア諸国はそうではないことも多い。まずは、上位の担当者が意思決定しないと、下位の担当者は動けなかったり、政府が決めないと産業界が動けなかったりすることもある。それゆえに、日本側の最初のアクションを Government to Government でとっていくべきという現地日系企業からの助言もあった。

その他：

- ・現地の適切な通訳の確保は、重要である。現地の社会状況や文化（例：外国政府訪問者とのアポイント了解が得られやすいか否か等）を踏まえた適切なコンタクト方法（例：担当官の上司の了解をとった方がよい、面会はできなくとも訪問して名刺だけは残した方がよい等）について助言を頂ける。また、積極的に政府高官へのコンタクトをとって頂くことができる。

(3) 各国（現地ヒアリング）

(a) ベトナム

【背景】

- ・ベトナムは、第二次世界大戦後も引き続き戦争の中、社会主義化を進めてきたが、経済的には疲弊してしまった。このため、ドイモイ政策を採用して自由化を進めてきた。対外関係としては、ASEAN 加盟や WTO 加盟を果たし、国際社会への統合を進めてきた。
- ・このような中で、環境管理についても、国際的協力の枠組みとして、1980 年以降、20 もの環境条約を調印等している。化学物質管理についても、国際整合性を意識している。その取組みは、包括的な管理法を制定し、化学物質管理の統一的な部局を新設する等、先進的である。

【化学物質管理制度の法体系、国際整合性からみた今後の方向性】（図表 2-7 参照）

- ・化学物質の基本的な法令は、「化学品法」である。その動機は、国際取引への対応と国内で製造・流通している物質の量の把握である。その内容は、日本の化審法よりも広く、既存化学物質リストの作成、新規化学物質の事前審査、製造・使用量の定期的報告、GHS、MSDS、化学産業の戦略まで及ぶ。その所管官庁として、化学物質管理のための統一的な部局（化学物質管理局）を工商省内に設置した。
- ・化学品法自体は、リスク管理を目指して制定した法令である。規制対象物質の選定理由としてはハザードも暴露もある。また、製造・使用量の定期的報告（図表 2-8 参照）のように、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理」していくための一歩を定めている。
- ・海外からの影響は、以下のとおりである。WTO など国際経済への統合を念頭に、GHS の導入を決定した。化学品法はスウェーデンの協力で制定している（一方で同国にも、ベトナムからスウェーデンに入ってくる化学物質の情報がわかる等のメリットがある）。なお REACH への関心も高く、化学物質管理局は、ハノイとホーチミンに REACH /RoHS センターを設立している。
- ・新規化学物質の事前審査や GHS 等は、実施の詳細がまだ決まっていない。特に前者は、試験機関がまだ設立されていない。

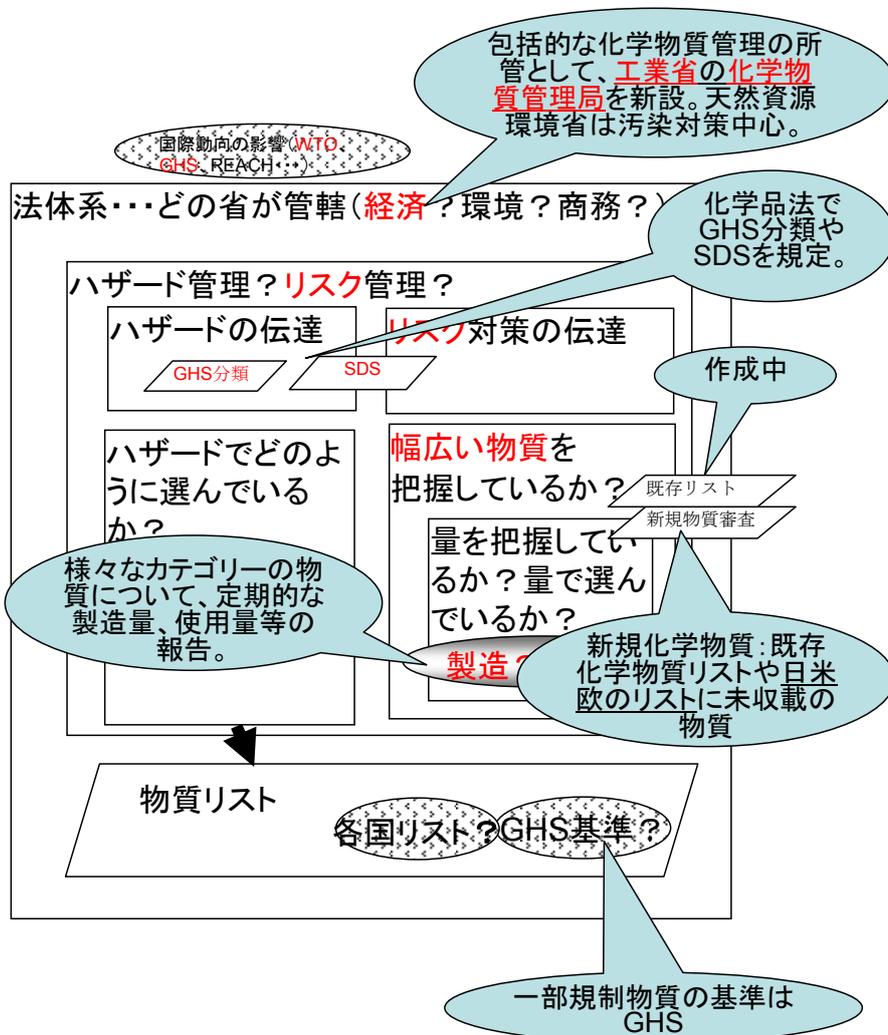
【日本の支援の可能性】

- ・日本の化審法型管理の発想、すなわち、幅広い物質について集めた量的な情報から、リスクによって規制対象物質を絞り込んでいく発想は、共有していける可能性がある。しかしながら、既に REACH への関心も高いので、化審法型管理のメリットをコストも含めて伝えていく必要がある。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.2 調査結果の要約

- ・その次は、規制対象物質のリスクに基づく絞込みの方法や、事前審査のための試験機関の設立等のような技術的な支援となろう。また、これらを実施しうる人材育成の支援ということとなろう。



図表 2-7 ベトナムの化学物質管理制度の法体系、国際整合性の状況

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.2 調査結果の要約

図表 2-8 化学品法 (No.06/2007/QH12)、Decree No. 108/2008/ND-CP、Circular No. 28/2010/TT-BCT における化学物質規制

	物質の選定理由	物質数	規制内容		
				量の報告	
① 有害化学物質	GHS	リストなし	一般的管理原則に従う。SDSが必要		
	②毒性物質	GHS (毒性)	リストなし	コントロールカードが必要	
	③生産・商売に条件のある化学物質	輸入量等	1076 物質	証明書が必要	半年、毎年、製造量等について、province の工商部局に報告
	④生産・商売に制約のある化学物質	輸入量等	42 物質	許可が必要	半年、毎年、製造量等について、工商省に報告
	⑤禁止化学物質	輸入量等	12 物質	原則禁止	毎年、製造・輸入・使用量について工商省に報告
	⑥事故防止・対応計画を要する有害化学物質	輸入量等	57 物質	事故防止・対応計画を策定して認可を得る必要	
	⑦申告を要する化学物質	輸入量等	70 種類以上	毎年、製造・輸入量等について工商省や province の人民委員会に申告	
⑧ 新規化学物質 ＜参考＞	国家化学物質インベントリや、所管官庁によって認められた海外の化学物質インベントリに未収載の物質		事前の審査が必要	登録後 5 年間、毎年、製造・輸入・使用・貯蔵量を所管省と工商省に報告する。5 年間の報告の後、深刻な影響がなかったもの等は、National list of chemicals に収載される。	

(b) インドネシア

【背景】

- ・インドネシアは、石油収入に依存した資本集約型の重化学工業化を進めてきたが、1980年代の世界的な石油価格低下でそれが難しくなり、外資優遇への転換や、各種の規制緩和を図った。しかし、1997年のアジア経済危機は、スハルト大統領の30年以上の治世を終わらせる一因ともなった。その後インドネシアは、民主化とともに、IMFの支援も受けながら改革を進めてきた。その結果、経済は回復し、成長軌道に乗ることができた。
- ・以上のような経済成長に伴って、インドネシアの環境問題も深刻化し、スハルト後期くらいから、環境法令や化学物質管理法令が整備されてきている。

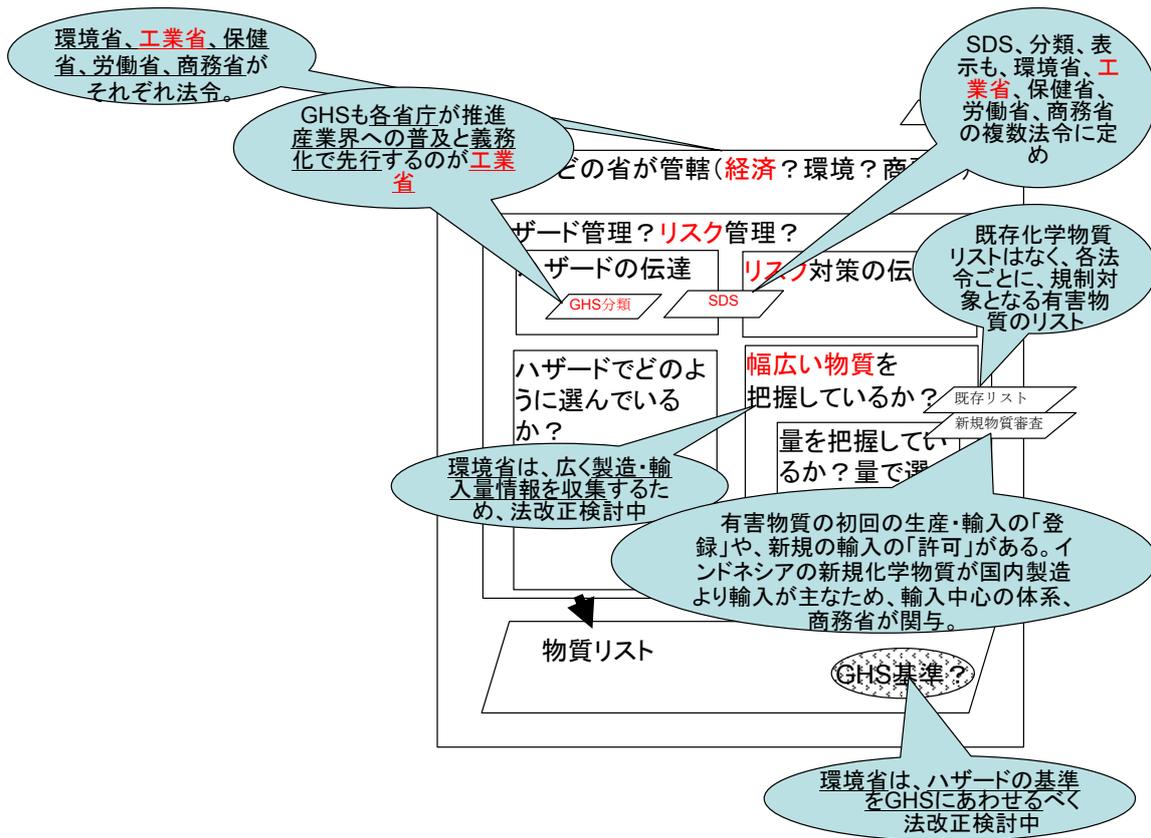
【化学物質管理制度の法体系、国際整合性からみた今後の方向性】 (図表 2-9 参照)

- ・化学物質一般の基本的な法令は、GHS 対応も含めると、環境省、工業省、保健省、労働省、商業省によって、8 法令が制定されている。これらの法令間には、制度の重複もある (図表 2-10 参照)。
- ・規制対象物質の基準は、ハザードである。一方、広く輸入量等の情報を収集するため、法令改正を検討する動きもあり、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理」していくための一歩である。
- ・REACH にはまだ関心が少ない (化学品輸出は多くない)。
- ・労働安全衛生の体制作りや人材育成のカリキュラムにおいて、日本の影響が大きい。
- ・日系企業としては、新たな法令の情報をいち早く入手するのが難しい状況である。

【日本の支援の可能性】

- ・以上を踏まえると、重複した法令の内容を整理するための法制度自体の助言や、法制度を企業に周知していくための運用の仕組みの助言 (ガイダンス、法規制対象物質のデータベース等) の支援パッケージが求められよう。
- ・上述のように、幅広い物質について量的な情報を集めようとしており、また、海外からの制度構築の支援もまだ受けていないことから、日本の化審法型の管理を共有していける可能性がある。その上で、次は、絞込みの手法等の技術的な支援や、それを実施しうる人材育成の支援ということとなる。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
 2.2 調査結果の要約



図表 2-9 インドネシアの化学物質管理制度の法体系、国際整合性の状況

図表 2-10 インドネシアの化学物質の基本的な法令

分野	法令名	所管官庁	労働	表示	SDS
化学物質一般	危険および有毒な物質の管理に関する政府法令 2001 年第 74 号 Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 74 Tahun 2001 Tentang Pengelolaan Bahan Berbahaya Dan Beracun	環境省 Ministry of Environment 等	○	○	○
	工業会社における有毒および危険な物質の安全に関する工業大臣決定 1985 年第 148 号 Keputusan Menteri Perindustrian No.148 Tahun 1985 Tentang: Pengamanan Behan Beracun Dan Berbahaya Di Perusahaan Industri	工業省 Ministry of Industry	○		
	健康にとって危険な物質の安全に関する保健大臣規則 1996 年第 472 号 Peraturan Menteri Kesehatan No.472 Tahun 1996 Tentang: Pengamanan Behan Berbahaya Bagi Kesehatan	保健省 Ministry of Health		○	○
(労働安全衛生)	作業場における危険な化学物質の管理に関する労働大臣決定 1999 年第 187 号 Keputusan Menteri Tenaga Kerja R.I. Nomor:KEP.187/MEN/1999 Tentang Pengendalian Behan Kimia Berbahaya Di Tempat Kerja	労働移住省 Ministry of Manpower and Transportation	○	○	○
化学物質一般 (GHS 対応)	危険な物質の流通および監視に関する商業大臣規則 2006 年第 04 号 Peraturan Menteri Perdagangan Republik Indonesia Nomor: 04/M-DAG/PER/2/2006 Tentang Distribusi Dan Pengawasan Behan Berbahaya	商業省 Ministry of Trade		○	○
	危険な物質の工業用の製造および使用の監視に関する工業大臣規則 2006 年第 24 号 Peraturan Menteri Perindustrian Republik Indonesia Nomor: 24/M-IND/PER/5/2006 Tentang Pengawasan Produksi Dan Penggunaan Bahan Berbahaya Untuk Industri	工業省 Ministry of Industry		○	○
	危険および有害な物質のシンボルおよびラベル付与の方法に関する生活環境担当国務大臣規則 2008 年第 03 号 Lampiran Peraturan Menteri Negara Lingkungan Hidup Nomor:03 Tahun 2008 Tata Cara Pemberian Simbol Dan Label Behan Berbahaya Dan Beracun	環境省 Ministry of Environment		○	
	化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する工業大臣規則 2009 年第 87 号 Paraturan Menteri Perindustrian Republik Indonesia Nomor: 87/M-IND/PER/9/2009 Tentang Sistem Harmonisasi Global Klasifikasi Dan Label Pada Bahan Kimia	工業省 Ministry of Industry		○	○

(c) インド

【背景】

- ・独立後のインドは、政治的には民主主義、経済的には社会主義的政策をとってきた（国有企業中心、民間参入はライセンス要、貿易・価格・金融・流通統制）。その結果、1970年半ばまで長い停滞が続き、石油危機や干ばつなどで経済危機に陥った。ついで、長年の公共部門重視等で疲弊していたことから、湾岸戦争を契機として、1991年に外貨危機に陥った。このため、思い切った自由化に舵をきることとなった（産業ライセンス緩和、外資参入、関税引下等）。
- ・英国統治時代より、繊維産業や鉄鋼業が成立し、独立後は重化学工業化を進めてきた。化学産業は、重要である（2003-2004年で工業生産の14%）。
- ・化学物質管理の法体系は、形式としては比較的整っているが（図表 2-12 参照）、マンパワーや手続き不足から、検査や監視等が不十分である。また、官報等で改定に次ぐ改定が行われる結果、法令の正確な現状がわかりにくくなっている。さらに、地方に多くの権限が委譲され、日本よりも許認可が多いことから、手続きが複雑で運用がわかりにくくなっている。

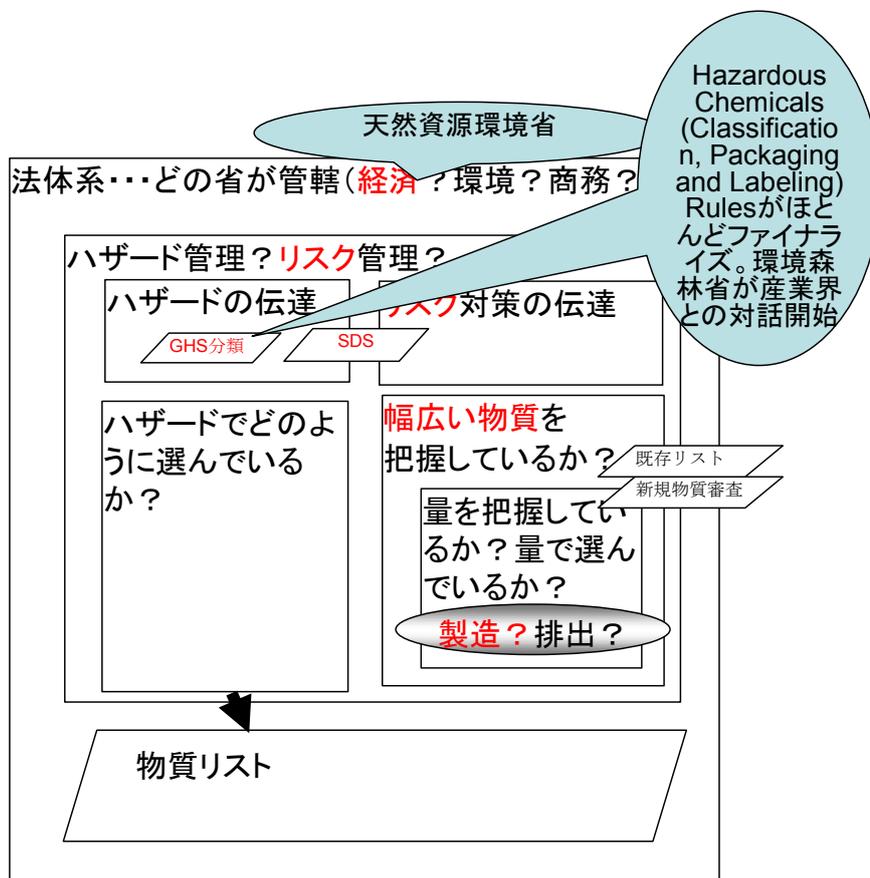
【化学物質管理制度の法体系、国際整合性からみた今後の方向性】（図表 2-11 参照）

- ・化学物質の基本的な法令は、「有害化学物質の製造、貯蔵及び輸入規則」であり、有害化学物質の製造や貯蔵前の届出、事故時の届出、SDS 等について定めている。
- ・規制対象物質の基準は、ハザードである。
- ・GHS の取組は遅い。
- ・化学物質管理の規制は、日本より厳しい面もある。しかし、上述したような法令や運用の不透明性もあり、履行が不徹底なことも多い。
- ・海外の影響としては、化学物質管理の包括的な法令を検討するため、REACH を念頭に、各国の法制度の比較を始めたところである。

【日本の支援の可能性】

- ・以上の状況を踏まえると、法令の実効性を確保するとともに、企業の法遵守の負担を軽減する必要がある。そのための日本の支援としては、法令実施のソフト的な仕組み（ガイドラインの整備、地域との合意形成等）が有益と考えられる。
- ・上述の各国の法制度比較が始まったところなので、タイミング的には、日本の化審法型管理をアピールする好機である。REACH とも比較しながら、化審法型管理のメリットを提示していくことが有益である。
- ・相手国の中央政府は、意思決定がトップダウン的である。また、かなり具体的な支援案を求めている。このため、日本の支援策としては、「コンセプト（日本の化審法型管理のねらい）→実装（リスクに基づく絞り込みの発想、データベース）→そのための

具体的な支援（データベースの基本設計、data population、data update におけるノウハウ）まで、トップダウンの一貫したストーリーを提示していくことが有益である。



図表 2-11 インドの化学物質管理制度の法体系、国際整合性の状況

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.2 調査結果の要約

図表 2-12 インドの化学物質の基本的な法令

分野	法令名	所管官庁
(a) 化学物質一般 (労働安全衛生)	有害化学物質の製造、貯蔵及び輸入規則 Manufacture, Storage and Import of Hazardous Chemical Rules, 1989, amended 2000	・環境森林省 Ministry of Environment & Forests (MoEF)の Hazardous Substances Management (HSM) Division 等
	工場法 Factories Act, 1948	・労働省 Ministry of Labour の Directorate General, Factory Advice Service and Labour Institutes (DGFASLI), Directorate of Industrial Safety and Health/Factories Inspectorate
(b) 化学物質一般 (GHS 対応)	起草中	・環境森林省
特定用途	食品添加物 The Prevention of Food Adulteration Act, 1954 The Prevention of Food Adulteration Rules, 1955	・保健家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare, Department of Health
	危険物 The Explosives Act, 1884 The Explosives Rules, 1983	・商工省 Ministry of Commerce and Industry, 部署は、Department of Industrial Policy & Promotion, Petroleum and Explosives Safety Organisation (PESO)
	The Chemical Accidents (Emergency Planning, Preparedness, and Response) Rules, 1996	・Central Crisis Group (CCG)等
	The Petroleum Act, 1934 The Petroleum Rules, 1983	・Ministry of Petroleum and Natural Gas 等
排出規制	水域 大気 The Environmental (Protection) Rules, 1986	・環境森林省 Ministry of Environment & Forests (MoEF), 部署は、Control of Pollution Division と中央公害規制委員会 Central Pollution Control Board(CPCB)